

選挙関係車両の道路交通法上の取扱い等について

警察本部交通部交通規制課
交通指導課

1 車両について

- 候補者個人が使用できる選挙運動用自動車の車種には公職選挙法による制限があります。(自動車の構造上、宣伝を主たる目的としている「広報宣伝車」等は使用できません。)
- 照明を設ける場合には、道路運送車両法の保安基準等により、「300カンデラ(2メートルの距離で約75ルクス)以下」とされています。
- 積載、掲示する看板等の内容に疑義が生じた場合は、選挙管理委員会へ確認してください。

2 設備外積載許可(制限外積載許可)について

(1) 許可申請の必要性について

- 看板、スピーカー等をルーフキャリア上に積載する行為は、同キャリア自体が積載装置とみなされますので、設備外積載許可は不要です。
- 許可申請が必要なケースとしては、
 - ・ 同キャリアの周囲(側面部)への積載(固定)
 - ・ 車両のルーフ等への直接的な積載 等

については、設備外積載とみなされますので許可申請をお願いします。

(2) 許可申請について(別添資料1参照)

- 車両の現物確認について
車両の現物確認は行わず、原則として書面審査のみとなります。
- オンライン申請について
当該申請は「定型的・反復継続して行う申請」が対象となりますので、選挙運動用自動車は対象外となります。警察署窓口での申請をお願いします。

(3) 車両全体の大きさについて(別添資料2・3参照)

設備外積載許可に係わらず、看板を含めた車両全体の大きさには制限があります。

3 道路使用許可について

選挙運動期間中の街頭演説、車両街宣行為については道路使用許可を要する行為から除外されます(許可不要)。【栃木県道路交通法施行細則】

4 駐車について(別添資料4参照)

街頭演説のため使用中の選挙運動用自動車は、一部の駐車禁止規制から除外されます。【栃木県道路交通法施行細則】

- (1) 規制から除外される駐車禁止場所
公安委員会指定の駐車禁止場所

(2) 駐車（停車）できない駐車（停車）禁止場所

- 法定の駐車禁止場所
- 公安委員会指定の駐停車禁止場所
- 法定の駐停車禁止場所

(3) 停車及び駐車の方法について

道路交通法で定める「停車及び駐車の方法」については、除外されません。

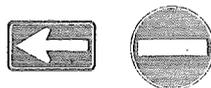
（例：道路の右側への駐車、歩道への駐車）

5 通行禁止場所について

- 街頭演説のため使用中の選挙運動用自動車は、通行禁止場所（例：右折禁止、歩行者自転車用道路等）を通行することができます。



- 但し、「一方通行」の逆走はできません。



6 乗車定員について

公職選挙法上では、当該車両への乗車人員について、最大6名（候補者1、運転者1、一定の腕章をつけた者4名以下）まで乗車できますが、車両の乗車定員を超えての乗車は道路交通法上認められていません。

7 交通事故時の措置について

交通事故の当事者となった場合、負傷者の救護義務と警察への届出義務が適用されますので、交通事故の際には速やかな対応をお願いします。

※ 各警察署交通（総務）課 申請窓口

警察署	電話番号	警察署	電話番号
宇都宮中央警察署	028(623)0110	下野警察署	0285(52)0110
宇都宮東警察署	028(610)0110	大田原警察署	0287(24)0110
宇都宮南警察署	028(653)0110	今市警察署	0288(23)0110
小山警察署	0285(31)0110	さくら警察署	028(682)0110
足利警察署	0284(43)0110	矢板警察署	0287(43)0110
栃木警察署	0282(25)0110	日光警察署	0288(53)0110
那須塩原警察署	0287(67)0110	那須烏山警察署	0287(82)0110
佐野警察署	0283(24)0110	茂木警察署	0285(63)0110
鹿沼警察署	0289(62)0110	那珂川警察署	0287(92)0110
真岡警察署	0285(84)0110		

警察本部交通規制課 028(621)0110

設備外積載許可申請の記載及び申請要領について

【留意事項】

- ★ 車両の屋根部分にルーフキャリアを設置し、同キャリア上に看板等を設置する場合、本許可申請は基本的に不要となります。
- ★ 許可が必要なケースとしては、
 - ルーフキャリアの側面部に看板等を固定する場合
 - 車両の屋根に直接積載する場合 等が挙げられます。下記の申請要領を参照してください。
- ★ 許可申請を行う場合、以前行っていた車両の現物審査は原則として行いません。書面での審査のみとなります。

- 1 設備外積載許可申請書（以下「許可申請書」という。）は、選挙事務所の所在地を管轄する警察署交通（総務）課の道路使用許可申請窓口提出してください。
- 2 許可申請書は、同じものを2部作成し、申請してください。
- 3 申請者は、「運転者名」で申請してください。
- 4 運転の期間は、「公示日から投票日前日」までの期間となります。
- 5 運行経路の出発地、目的地は、「選挙事務所の番地」を記載してください。
- 6 運行経路は、小選挙区候補者の場合、経由地「栃木第●選挙区内」とし、通行する道路「栃木第●選挙区全域の道路」としてください。
政党の場合は、経由地「県内一円」とし、通行する道路は、「栃木県内全域の道路」と記載してください。
- 7 看板及びスピーカーは、設置した車両を実測して、その寸法を入れた車両状況図を添付してください。
図面に替えて写真を添付する場合でも、図面と同様に寸法を記載してください。
- 8 申請する際には、運転者（申請者）の運転免許証及び申請車両の自動車検査証、申請者の印鑑を持参してください。
- 9 申請は、選挙事務所を管轄する警察署で
平日の午前9時00分から午後4時00分までの間（午後0時00分から午後1時00分までの間を除く）に申請してください。書類の訂正等の必要がある場合に備え、可能な限り早めの申請をお願いします。
- 10 その他
許可申請書の用紙は、警察署の窓口又は栃木県警察本部のホームページで申請書をダウンロードできます。

別添資料2
(記載例)

許 可 申 請 書

申請の日付け
年 月 日

制限外積載
設備外積載
荷台乗車

警察署長 殿

管轄警察署名

申請者

住所 } 下記車両を運転する者の住所、氏名
氏名 } を記載する。

申請者の免許の種類	普通	免許証番号	免許証に記載されている番号を記載。	
車両の種類	普通乗用自動車	番号標に表示されている番号	申請の車両ナンバー	
車両の諸元 車検証を見て記載。	長さ	幅	高さ	最大積載重量
	0. 00m	0. 00m	0. 00m	kg
運搬品名	選挙用看板 (別添見取図のとおり)			
制限を超える大きさ 又は重量	長さ	幅	高さ	重量
	m	m	m	kg
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右
設備外積載の場所	荷台に乗せる人員			
上記車両の屋根上				
運転の期間	令和●年●月●日から令和●年●月●日まで			
運行経路	出発地	経由地	目的地	
	選挙事務所の番地	栃木第●選挙区内	選挙事務所の番地	
	通行する道路	栃木第●選挙区全域の道路		

第 号 制限外許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

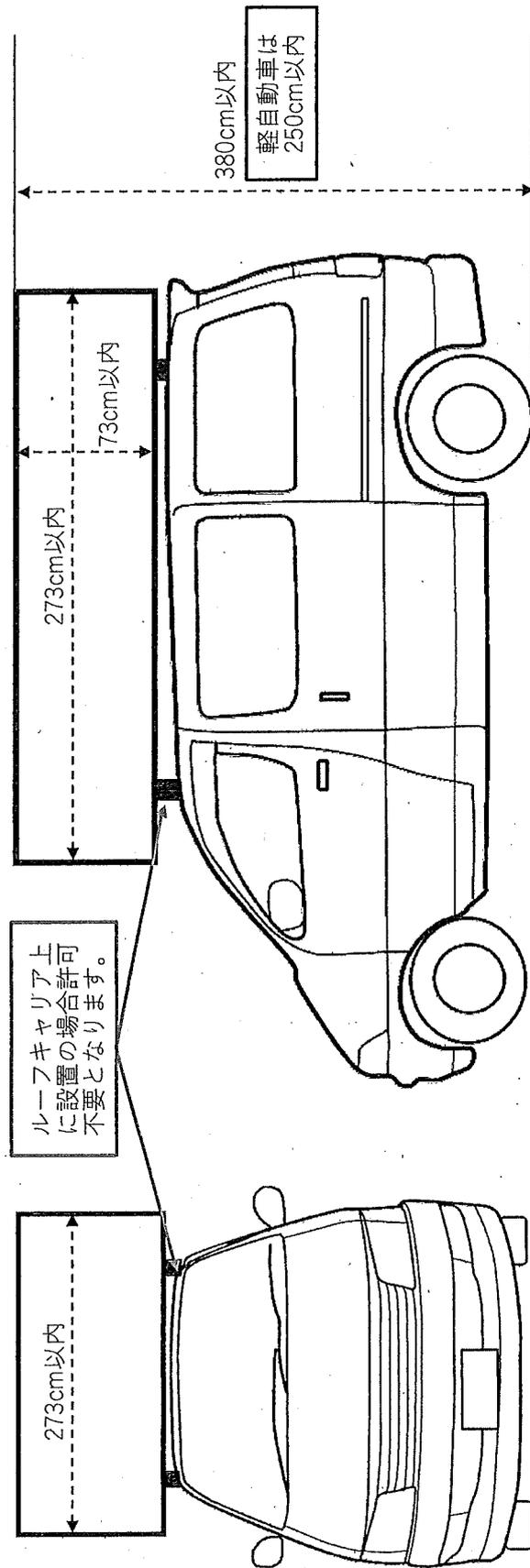
警察署長 印

選挙事務所
〇〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
候補者
〇〇太郎
電話
〇〇〇〇〇〇〇〇

※その他の添付書類 自動車検査証のコピー、運転者の免許証のコピー

選挙運動用自動車 (図面)

- ① 候補者が使用する自動車については、種類・構造の制限があります。
- ② 道路交通法上、積載物の長さ、幅には制限がありません。※



※ 積載物の大きさ・積載の方法の制限

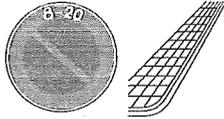
	長さ	幅
積載物の大きさ (施行令第22条第3号)	自動車の長さとその長さの10分の2の長さを加えたもの	自動車の幅にその幅の10分の2の幅を加えたもの
積載の方法 (施行令第22条第4号)	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと

駐車禁止場所等について

1 街頭演説のため使用中の選挙運動用自動車³が駐車禁止から除外される場所

(1) 公安委員会指定の駐車禁止場所

道路標識等によって駐車⁴が禁止されている道路の部分

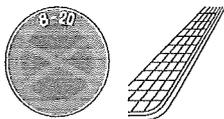


2 駐車（停車）できない場所

(1) 法定の駐車禁止場所

- ① 駐車場や車庫などの自動車用の出入口から3メートル以内の部分
- ② 道路工事区域の側端から⁵メートル以内の部分
- ③ 消防用機械器具の置場、消防用防火水槽の側端またはその出入口から5メートル以内の部分
- ④ 消火栓、指定消防水利の標識の位置、消防用防火水槽の吸水口・吸管投入孔から5メートル以内の部分
- ⑤ 火災報知機から1メートル以内の部分

(2) 公安委員会指定の停車及び駐車禁止場所



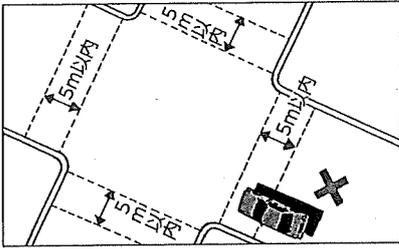
(3) 法定の停車及び駐車禁止場所

- ① 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
 - ② 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分
 - ③ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
 - ④ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
 - ⑤ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分
 - ⑥ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- (4) その他（停車及び駐車の方法）

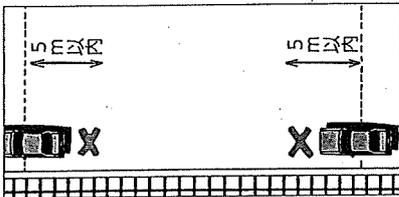
右側駐車や歩道駐車等は除外対象ではなく違反となる。

法定の「駐停車禁止場所」一覽

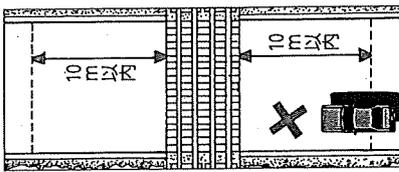
①交差点、おおよそその側端から5メートル以内の部分
※交差点については、13頁定義、85・86頁注および図参照。



②横断歩道または自警署構内等、おおよそその前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
※自警署構内等…13頁参照。

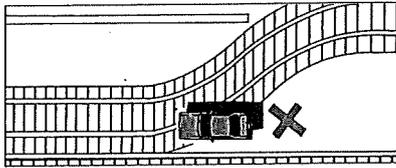


③踏切、おおよそその前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分

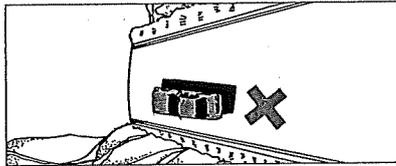


④軌道敷内

※軌道敷内…71頁参照。

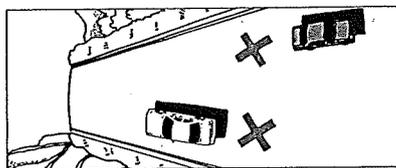


⑤崖の頂上付近

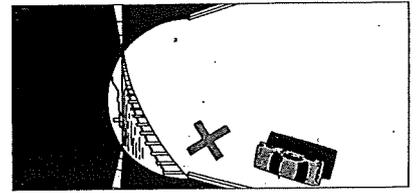


⑥道路の急勾配

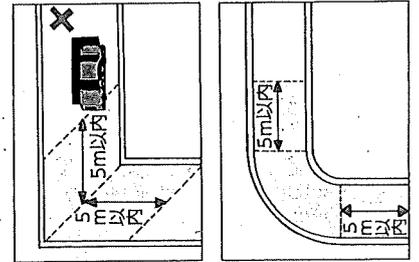
※急勾配の急な坂…81頁参照。ただし、本条では、坂の上り下りの別がなされず注意。



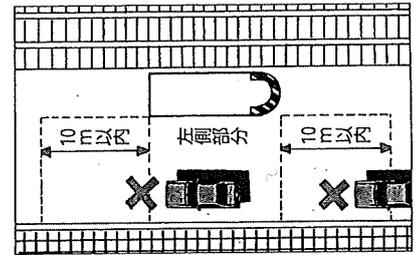
⑦トンネル



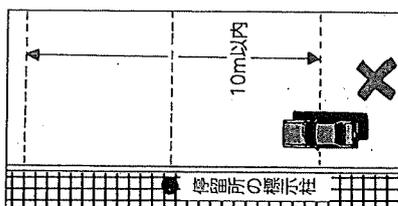
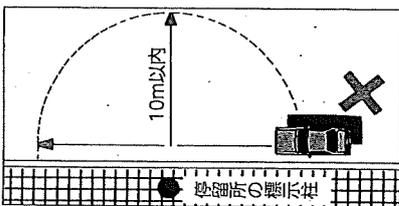
⑧道路の曲がり角から5メートル以内の部分



⑨安全地帯の左側の部分、おおよそその前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分



⑩バス、路面電車の停留所の標識柱(標識柱)の位置から10メートル以内の部分(運行時停止に限る)



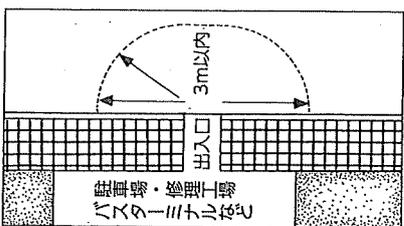
※曲がり角から5メートル以内の部分…その標識の定め方には標識の向き、設置の位置と異なること、曲がり角が直線道路の場合と異なる場合とに分けて定めるが原則と異なる。(13頁定義)

※曲がり角がわん曲している場合は、わん曲部分全体が「曲がり角」であり、母車及び駐車が禁止されるのは、そのわん曲部分全体及びわん曲部分の側端から5メートル以内の部分と解する。(13頁定義)

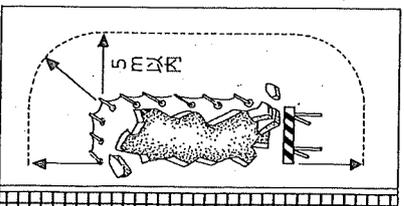
※標識柱(標識柱)の位置から10メートル以内…標識柱等を中心として半径10メートル以内とする(13頁定義など)と、標識柱等の前後10メートル以内の範囲と異なる(13頁定義)がある。

法定の「駐停車禁止場所」一覽

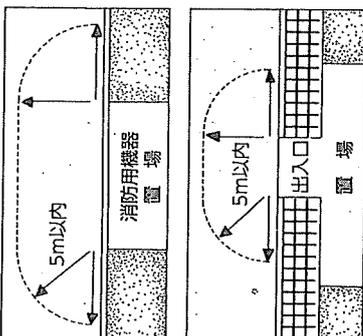
①車庫、修理工場などの自動車用出入口から3メートル以内の部分



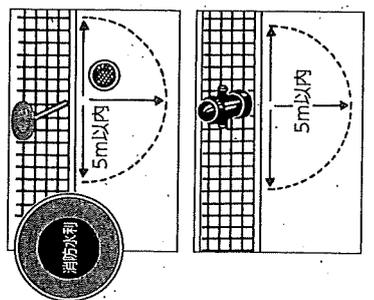
②環状工事区域の側端から5メートル以内の部分



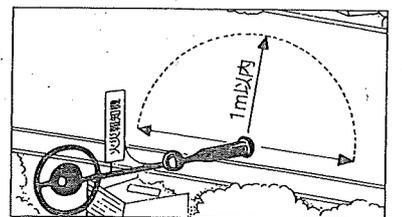
③消防用機械設置の区域、消防用防火水槽の側端またはその出入口から5メートル以内の部分



④消火栓、指定消防水利の標識の位置、消防用防火水槽の吸水口・吸電投入孔から5メートル以内の部分



⑤火災報知機から1メートル以内の部分



選挙関係車両の道路交通法上の取扱い等について

警察本部交通部交通規制課
交通指導課

1 車両について

- 候補者個人が使用できる選挙運動用自動車の車種には公職選挙法による制限があります。(自動車の構造上、宣伝を主たる目的としている「広報宣伝車」等は使用できません。)
- 照明を設ける場合には、道路運送車両法の保安基準等により、「300カンデラ(2メートルの距離で約75ルクス)以下」とされています。
- 積載、掲示する看板等の内容に疑義が生じた場合は、選挙管理委員会へ確認してください。

2 設備外積載許可(制限外積載許可)について

(1) 許可申請の必要性について

- 看板、スピーカー等をルーフキャリア上に積載する行為は、同キャリア自体が積載装置とみなされますので、設備外積載許可は不要です。
- 許可申請が必要なケースとしては、
 - ・ 同キャリアの周囲(側面部)への積載(固定)
 - ・ 車両のルーフ等への直接的な積載 等

については、設備外積載とみなされますので許可申請をお願いします。

(2) 許可申請について(別添資料1参照)

- 車両の現物確認について
車両の現物確認は行わず、原則として書面審査のみとなります。
- オンライン申請について
当該申請は「定型的・反復継続して行う申請」が対象となりますので、選挙運動用自動車は対象外となります。警察署窓口での申請をお願いします。

(3) 車両全体の大きさについて(別添資料2・3参照)

設備外積載許可に係わらず、看板を含めた車両全体の大きさには制限があります。

3 道路使用許可について

選挙運動期間中の街頭演説、車両街宣行為については道路使用許可を要する行為から除外されます(許可不要)。【栃木県道路交通法施行細則】

4 駐車について(別添資料4参照)

街頭演説のため使用中の選挙運動用自動車は、一部の駐車禁止規制から除外されます。【栃木県道路交通法施行細則】

- (1) 規制から除外される駐車禁止場所
公安委員会指定の駐車禁止場所

(2) 駐車（停車）できない駐車（停車）禁止場所

- 法定の駐車禁止場所
- 公安委員会指定の駐停車禁止場所
- 法定の駐停車禁止場所

(3) 停車及び駐車の方法について

道路交通法で定める「停車及び駐車の方法」については、除外されません。

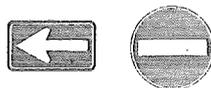
（例：道路の右側への駐車、歩道への駐車）

5 通行禁止場所について

- 街頭演説のため使用中の選挙運動用自動車は、通行禁止場所（例：右折禁止、歩行者自転車用道路等）を通行することができます。



- 但し、「一方通行」の逆走はできません。



6 乗車定員について

公職選挙法上では、当該車両への乗車人員について、最大6名（候補者1、運転者1、一定の腕章をつけた者4名以下）まで乗車できますが、車両の乗車定員を超えての乗車は道路交通法上認められていません。

7 交通事故時の措置について

交通事故の当事者となった場合、負傷者の救護義務と警察への届出義務が適用されますので、交通事故の際には速やかな対応をお願いします。

※ 各警察署交通（総務）課 申請窓口

警察署	電話番号	警察署	電話番号
宇都宮中央警察署	028(623)0110	下野警察署	0285(52)0110
宇都宮東警察署	028(610)0110	大田原警察署	0287(24)0110
宇都宮南警察署	028(653)0110	今市警察署	0288(23)0110
小山警察署	0285(31)0110	さくら警察署	028(682)0110
足利警察署	0284(43)0110	矢板警察署	0287(43)0110
栃木警察署	0282(25)0110	日光警察署	0288(53)0110
那須塩原警察署	0287(67)0110	那須烏山警察署	0287(82)0110
佐野警察署	0283(24)0110	茂木警察署	0285(63)0110
鹿沼警察署	0289(62)0110	那珂川警察署	0287(92)0110
真岡警察署	0285(84)0110		

警察本部交通規制課 028(621)0110

設備外積載許可申請の記載及び申請要領について

【留意事項】

- ★ 車両の屋根部分にルーフキャリアを設置し、同キャリア上に看板等を設置する場合、本許可申請は基本的に不要となります。
- ★ 許可が必要なケースとしては、
 - ルーフキャリアの側面部に看板等を固定する場合
 - 車両の屋根に直接積載する場合 等が挙げられます。下記の申請要領を参照してください。
- ★ 許可申請を行う場合、以前行っていた車両の現物審査は原則として行いません。書面での審査のみとなります。

- 1 設備外積載許可申請書（以下「許可申請書」という。）は、選挙事務所の所在地を管轄する警察署交通（総務）課の道路使用許可申請窓口に提出してください。
- 2 許可申請書は、同じものを2部作成し、申請してください。
- 3 申請者は、「運転者名」で申請してください。
- 4 運転の期間は、「公示日から投票日前日」までの期間となります。
- 5 運行経路の出発地、目的地は、「選挙事務所の番地」を記載してください。
- 6 運行経路は、小選挙区候補者の場合、経由地「栃木第●選挙区内」とし、通行する道路「栃木第●選挙区全域の道路」としてご下さい。
政党の場合は、経由地「県内一円」とし、通行する道路は、「栃木県内全域の道路」と記載してください。
- 7 看板及びスピーカーは、設置した車両を実測して、その寸法を入れた車両状況図を添付してください。
図面に替えて写真を添付する場合でも、図面と同様に寸法を記載してください。
- 8 申請する際には、運転者（申請者）の運転免許証及び申請車両の自動車検査証、申請者の印鑑を持参してください。
- 9 申請は、選挙事務所を管轄する警察署で
平日の午前9時00分から午後4時00分までの間（午後0時00分から午後1時00分までの間を除く）に申請してください。書類の訂正等の必要がある場合に備え、可能な限り早めの申請をお願いします。
- 10 その他
許可申請書の用紙は、警察署の窓口又は栃木県警察本部のホームページで申請書をダウンロードできます。

別添資料2
(記載例)

許 可 申 請 書

申請の日付け
年 月 日

制限外積載
設備外積載
荷台乗車

警察署長 殿

管轄警察署名

申請者

住所 } 下記車両を運転する者の住所、氏名
氏名 } を記載する。

申請者の免許の種類	普 通	免許証番号	免許証に記載されている番号を記載。	
車 両 の 種 類	普通乗用自動車	番号標に表示されている番号	申請の車両ナンバー	
車 両 の 諸 元 車検証を見て記載。	長 さ	幅	高 さ	最大積載重量
	○. ○○m	○. ○○m	○. ○○m	k g
運 搬 品 名	選挙用看板 (別添見取図のとおり)			
制限を超える大きさ 又は重量	長 さ	幅	高 さ	重 量
	m	m	m	k g
制限を超える積載の 方法	前	後	左	右
設 備 外 積 載 の 場 所	荷 台 に 乗 せ る 人 員			
上記車両の屋根上				
運 転 の 期 間	令和 ● 年 ● 月 ● 日 から 令和 ● 年 ● 月 ● 日 まで			
運 行 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地	
	選挙事務所の番地	栃木第●選挙区内	選挙事務所の番地	
	通行する道路	栃木第●選挙区全域の道路		

第 号 制 限 外 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

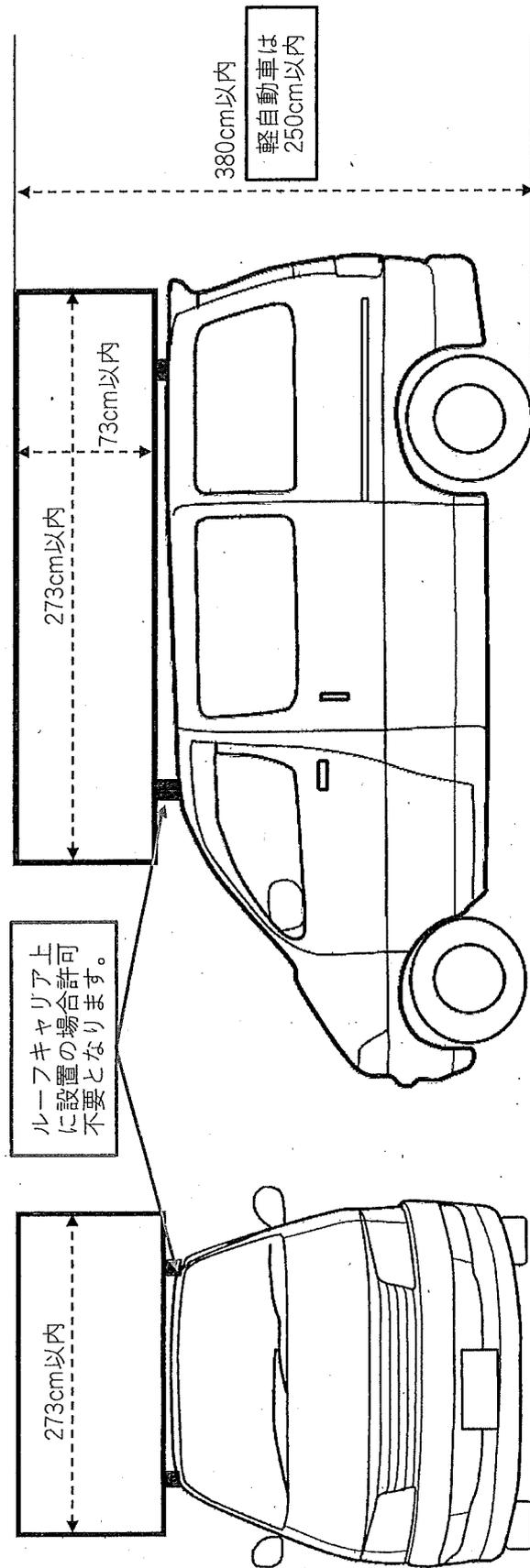
警 察 署 長 印

選挙事務所
〇〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号
候補者
〇〇太郎
電話
〇〇〇〇〇〇〇〇

※その他の添付書類 自動車検査証のコピー、運転者の免許証のコピー

選挙運動用自動車 (図面)

- ① 候補者が使用する自動車については、種類・構造の制限があります。
- ② 道路交通法上、積載物の長さ、幅には制限がありません。※



※ 積載物の大きさ・積載の方法の制限

	長さ	幅
積載物の大きさ (施行令第22条第3号)	自動車の長さとその長さの10分の2の長さを加えたもの	自動車の幅にその幅の10分の2の幅を加えたもの
積載の方法 (施行令第22条第4号)	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右から自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと

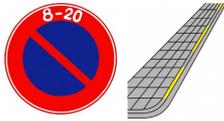
別添資料 4

駐車禁止場所等について

1 街頭演説のため使用中の選挙運動用自動車は駐車禁止から除外される場所

(1) 公安委員会指定の駐車禁止場所

道路標識等によって駐車が禁止されている道路の部分

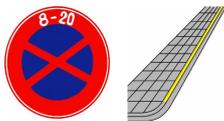


2 駐車（停車）できない場所

(1) 法定の駐車禁止場所

- ① 駐車場や車庫などの自動車用の出入口から3メートル以内の部分
- ② 道路工事区域の側端からメートル以内の部分
- ③ 消防用機械器具の置場、消防用防火水槽の側端またはその出入口から5メートル以内の部分
- ④ 消火栓、指定消防水利の標識の位置、消防用防火水槽の吸水口・吸管投入孔から5メートル以内の部分
- ⑤ 火災報知機から1メートル以内の部分

(2) 公安委員会指定の停車及び駐車禁止場所



(3) 法定の停車及び駐車禁止場所

- ① 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
 - ② 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分
 - ③ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
 - ④ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
 - ⑤ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分
 - ⑥ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- (4) その他（停車及び駐車の方法）
右側駐車や歩道駐車等は除外対象ではなく違反となる。

駐車許可証等を掲出していても駐車することができない場所等

駐車許可証や駐車除外標章を掲出している、以下のような場所又は方法では駐車できませんので、注意してください。

● 停車及び駐車を禁止する場所 (道路交通法第 44 条関係)

※道路標識等により駐車することができることとされている場合を除く

<p>駐停車禁止の標識や標示のある場所</p> <p>駐停車禁止標識 駐停車禁止標示</p>	<p>交差点とその端から 5メートル以内の場所</p>	<p>トンネル</p>	<p>坂の頂上付近</p>	<p>勾配の急な坂</p>
<p>横断歩道、自転車横断帯とその端から 前後に 5メートル以内の場所</p>	<p>踏切とその端から 前後 10メートル以内の場所</p>	<p>軌道敷内</p>	<p>道路の曲がり角から 5メートル以内の場所</p>	
<p>※これらの場所のほか、パーキングエリア等を除いて高速自動車国道及び自動車専用道路も駐停車禁止です (道路交通法第 75 条の 8)。</p>		<p>安全地帯の左側と その前後 10メートル以内の場所</p>	<p>バス、路面電車の停留所の標識板 から 10メートル以内の場所 ※運行時間中に限る</p>	

● 駐車を禁止する場所 (道路交通法第 45 条関係)

※道路標識等により駐車をすることができることとされている場合を除く

<p>駐車場、車庫などの自動車用の 出入口から 3メートル以内の場所</p>	<p>道路工事の区域の端から 5メートル以内の場所</p>
<p>消防用機械器具の置場、消防用防火水槽、これらの道路に接する出入口から 5メートル以内の場所</p>	<p>消火栓、指定消防水利の標識が 設けられている位置や消防用防火水槽の 取り入れ口から 5メートル以内の場所</p>
<p>火災報知機から 1メートル以内の場所</p>	<p>駐車した場合、車の右側の道路上に 3.5メートル以上の余地がなくなる場所</p>

● 停車又は駐車の方法 (道路交通法第 47 条関係)

※道路標識等により駐車をすることができることとされている場合を除く

歩道や路側帯のない道路では、道路の左端に沿い、歩道や路側帯のある一般道路 では、車道の左端に沿って駐車すること (歩道上駐車、右側駐車、斜め駐車は違反)

<p>歩道上駐車</p>	<p>右側駐車</p>	<p>斜め駐車</p>
--------------	-------------	-------------

幅 75 センチ以下の路側帯、駐停車禁止路側帯 (実線と破線)、 歩行者用路側帯 (実線 2 本) には駐車しないこと

	<p>駐停車禁止 路側帯</p>	<p>歩行者用 路側帯</p>
--	------------------	-----------------

幅 75 センチを超える路側帯に 駐車するときは、車両の左側に 75 センチの余地をあけること

	<p>路側帯に車両の全部が入っても、 まだその左側に 75 センチを超える 余地がある場合は路側帯に沿うこと</p>
--	--

● 時間制限駐車区間における駐車の方法 (道路交通法第 49 条の 3 関係)

(道路交通法第 49 条の 3 関係)

	<p>枠内駐車 (P60)</p> <p>枠外駐車 (P60)</p>
--	-------------------------------------

● 自動車の保管場所について (保管場所法第 11 条関係)

(保管場所法第 11 条関係)

<p>保管場所としての道路使用の禁止</p>	<p>長時間駐車の禁止 ※政令で定める場合を除く</p> <p>8 時間以上</p> <p>12 時間以上</p> <p>長時間… 12 時間以上 (夜間 8 時間以上)</p>
------------------------	---